

新宿区内の中小企業に働く皆様へ

勤労者福利厚生資金のご案内

融資対象者

次の全てに該当されている必要があります。

- ①中小企業（従業員300人以下）に勤務していること。
- ②新宿区内に勤務先があること。または新宿区内に住所があり東京都内に勤務先があること。
- ③現在の勤務先に6か月以上勤務していること。
- ④住民税の滞納がないこと。

★なお、事業主（自営業の方も含む）はご利用になれません。

資金の用途

住居の移転、冠婚葬祭、医療、出産、教育、不慮の災害及び生活全般に必要な臨時の資金

貸付限度額

70万円（10万円以上：10万円単位）

貸付期間

3年以内（措置期間2か月を含む）

利率

年1.6%（令和5年度）

保証人

原則として不要です。

ただし、一部、連帯保証人が必要な場合があります。

融資成立までの流れ

①「中央労働金庫新宿支店融資窓口」で貸付に関する申し込みをします。

必要書類(下記参照)と実印をご持参のうえ、申込者本人が「中央労働金庫新宿支店」窓口へお申し込みください。

☆必要書類

- 申込者の所得を証明するもの(源泉徴収票等)
- 住民税の納税証明書(1月1日現在お住まいの市区町村の税務課で発行されます)
*融資の申し込みが8月までは、令和4年度全期分の証明書が必要です。
9月以降は、令和5年度分の証明書が必要です。



②「中央労働金庫新宿支店」で審査のうえ、貸付についての可否決定を決定します。

※審査の結果、融資金額の減額や融資を受けられない場合があります。
※貸付が決定した場合、実印の印鑑登録証明書が必要になります。

融資取扱機関

中央労働金庫 新宿支店

新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル2階

<交通>

【電車】JR線「新宿駅」西口・南口から徒歩7分
地下鉄大江戸線都庁前駅(A3出口)徒歩3分

電話:03(3345)0921

受付時間 午前9時から午後3時(土日祝を除く)



区担当課

新宿区 文化観光産業部 消費生活就労支援課

新宿区新宿5-18-21

<交通>

【電車】東京メトロ丸ノ内線・副都心線、「新宿三丁目駅」(B3出口)徒歩6分、(E1出口)目の前
都営地下鉄新宿線、「新宿三丁目駅」(C6・C7出口)徒歩5分

【バス】(宿74)(宿75)(早77)(池86)「日清食品前」
(宿74)(宿75)(早77)(品97)(白61)「新宿五丁目」
バス停下車

電話:03(5273)3925

受付時間 午前8時30分から午後5時(土日祝を除く)

